

京丹波町（案）、南丹市、亀岡市の人権条例の比較

	京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む 人権尊重のまちづくり条例（案）	南丹市人権を尊重し多様性を認めあう まちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
施行日	公布・施行前	2022年（令和4年）1月1日施行	2024年（令和6年）4月1日施行
前文	京丹波町では、みんなが、心身とともに社会的にも健康で、幸せを感じられ、笑顔があふれる元気なまちを目指し、町の象徴である豊かな自然や、地域で育まれてきた文化等を活用しながら、人と人とのつながりを通じた豊かな心を育む取り組みを行うとともに、人権学習や啓発活動等により、多様な価値観を認め合い、他人を思いやれる社会づくりに取り組んでいます。 しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、経済状況等を理由とした不当な差別や暴力、インターネットを利用した人権侵害やハラスメント等の様々な人権課題が存在しています。 これらの課題を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、みんなが幸せを感じられる社会を実現するためには、人権尊重のまちづくりを一層推し進めるとともに、年齢・性別等に関係なくみんなが主体的に社会参加できる環境づくりに取り組む必要があります。そして、私たち一人ひとりが、相手を理解し、尊重し、思いやり、自分の事としてとらえ、人権侵害は決して許されないという意識をもち、行動に移すことが求められます。 ここに、私たち一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合い、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育むまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。	人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。 人間らしく、自分らしく生きていくためには、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、人権が尊重されることにより、誰ひとり取り残されることのない社会の実現に向けて主体的に行動していくことが必要です。 国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する取組が行われ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）などの法律が制定され、各地方自治体においても地域の実情にあわせた更なる取組が進められています。 しかし、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢などを理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害が存在しており、これらは、国際化、情報化といった社会の急激な変化によってさらに顕在化しています。 現代社会において、一人ひとりの多様性に対する理解も深まってきていますが、一方で、これらに対し、関心を持たないことなどが要因となって、人権侵害の当事者となる可能性もあります。 南丹市では、すべての施策の基本として人権の尊重を掲げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活出来る共生社会の実現に向け、まちづくりを推進してきました。 このことを実現し、さらに発展させていくためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するとともにあらゆる機会や場を通じて解決に向けた展望や具体的な方針を持って取り組む必要があります。 ここに、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現し、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。	人権とは、全ての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人一人の不断努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。 本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言（現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言）を宣言するとともに、同和問題（部落差別）の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重及び亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまちに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。 その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例（平成14年亀岡市条例第29号）、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年亀岡市条例第16号）、亀岡市子どもの権利条例（平成30年亀岡市条例第50号）を制定したほか、亀岡市パートナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性、犯罪被害者、障害者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。 国においては、2016年以降、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。 しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等を理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。 全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障害者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、積極的に行動していかなければなりません。 このような共通認識の下、私たちは、一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意をここに表明し、この条例を制定します。

	京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む 人権尊重のまちづくり条例（案）	南丹市人権を尊重し多様性を認めあう まちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
目的	第1条 この条例は、日本国憲法や世界人権宣言の理念と、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、その他あらゆる人権を尊重することを目的とした法令の趣旨に鑑み、人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育む人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする。	第1条 この条例は、市における人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりを実現することを目的とする。	第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。
定義	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）町民 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。 （2）事業者 町内で、事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）市民 市の区域内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。 （2）事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。 （2）企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
基本理念	第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を有しており、かけがえのない個人として尊重されるものであることを基本として行うものとする。	第3条 人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行うものとする。	第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。
町・市の責務	第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 町は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組むものとする。	第4条 市は、第1条の目的及び前条の基本理念を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。 2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体などとの連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組まなければならない。	第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。
町民・市民及び事業者（企業等）の役割	第5条 町民は、第3条に規定する基本理念に基づき、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚を図るとともに、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。 第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを主体的に推進し、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。	第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。 2 市民及び事業者は、市が行う人権施策に協力するよう努めるものとする。	第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。 第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。
推進計画・基本方針	第7条 町は、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。 2 町は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。	第6条 市長は、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 市長は、基本方針を定めようとするときは、第10条第1項に規定する南丹市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。	第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1）人権教育及び人権啓発の推進に関する事項 （2）人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項 （3）前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項 3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かなければならない。 4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。

	京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む 人権尊重のまちづくり条例（案）	南丹市人権を尊重し多様性を認めあう まちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
人権教育及び人 権啓発の推進	第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。	第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関などと連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。	第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めなければならない。
相談・支援体制 の充実	第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援等体制の充実に努めるものとする。	第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関などと連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援など体制の充実に努めるものとする。	第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めなければならない。
調査	第10条 町は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。	第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。	
審議会の設置	第11条 推進計画や人権施策等に関する重要な事項を審議するため、京丹波町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 前項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。	第10条 基本方針や人権施策などに関する重要な事項を審議するため、南丹市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1） 基本方針の策定及び変更について審議すること。 （2） 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査、審議すること。 3 審議会は、委員5人以内で組織する。 4 委員は、市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有する者、その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 委員の報酬等の額は、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南丹市条例第74号）の定めるところによる。 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。	第10条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。 （1） 第7条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。 （2） その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。 第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1） 学識経験者 （2） 関係団体の役員又は構成員 （3） 公募の市民 （4） その他市長が適当と認める者 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
委任	第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	